

令和2年第4回安城市議会定例会

議案書

(令和2年12月1日提出分)

目 次

議 案 番 号	件 名	頁
第 9 6 号 議 案	安城市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1
第 9 7 号 議 案	安城市税条例の一部を改正する条例の制定について	3
第 9 8 号 議 案	安城市遺児手当支給条例の一部を改正する条例の制定について	5
第 9 9 号 議 案	安城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7
第 1 0 0 号 議 案	令和 2 年度安城市一般会計補正予算（第 6 号）について	別冊
第 1 0 1 号 議 案	令和 2 年度安城市水道事業会計補正予算（第 2 号）について	別冊
第 1 0 2 号 議 案	指定管理者の指定について（安城市レジャープール）	9
第 1 0 3 号 議 案	指定管理者の指定について（堀内公園）	1 1

第96号議案

安城市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年12月1日提出

安城市長 神谷 学

安城市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する
条例

安城市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成14年安城市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

（4）社会福祉法人安城市こども未来事業団

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

－提案理由－

この案を提出したのは、社会福祉法人安城市こども未来事業団が設立されることに伴い、同法人に職員を派遣する上で必要があるため。

第97号議案

安城市税条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年12月1日提出

安城市長 神谷 学

安城市税条例の一部を改正する条例

安城市税条例（昭和44年条例第19号）の一部を次のように改正する。
別表特定非営利活動法人育て上げネット中部虹の会の項を次のように改める。

特定非営利活動法人育て上げネット中部虹の会	安城市今本町4丁目8番3号
-----------------------	---------------

別表に次のように加える。

NPO法人高齢者支援よりそいの会	安城市城南町1丁目18番地21
特定非営利活動法人東海ファシリテーター	安城市二本木町長根62番地9

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。ただし、別表特定非営利活動法人育て上げネット中部虹の会の項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表（特定非営利活動法人育て上げネット中部虹の会の項を除く。）の規定は、令和4年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和3年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

－提案理由－

この案を提出したのは、個人の市民税の寄附金税額控除の対象となる活動を行う特定非営利活動法人の変更に伴い、必要があるため。

第98号議案

安城市遺児手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年12月1日提出

安城市長 神谷 学

安城市遺児手当支給条例の一部を改正する条例

安城市遺児手当支給条例（昭和45年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第6条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 受給資格者が災害その他やむを得ない理由により第4条の認定の申請をすることができなかった場合において、その理由がやんだ後15日以内に当該申請をしたときは、前項の規定にかかわらず、手当は、受給資格者がその理由により当該申請をすることができなくなった日の属する月の翌月から支給する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の安城市遺児手当支給条例（以下「新条例」という。）第6条第2項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に生じた災害その他やむを得ない理由により新条例第4条の認定の申請をすることができなかった場合について適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和2年4月10日から施行日の前日までの間に生じた新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するやむを得ない理由により改正前の安城市遺児手当支給条例第4条の認定の申請をすることができなかった場合については、新条例第6条第2項の規定を適用する。

この場合において、同項中「その理由がやんだ後15日以内」とあるのは、「その理由がやんだ後15日以内（その理由がやんだ日が安城市遺児手当支給条例の一部を改正する条例（令和2年安城市条例第 号）の施行の日前である場合には、同日後15日以内）」とする。

－提案理由－

この案を提出したのは、災害その他やむを得ない理由により受給資格の認定の申請が遅れた場合における支給開始月の特例を設ける上で必要があるため。

第 9 9 号議案

安城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和 2 年 1 2 月 1 日提出

安城市長 神 谷 学

安城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を
改正する条例

安城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 4 年安城市条
例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

三河安城南町一丁目南地区整備計画区域	都市計画法第 2 0 条第 1 項の規定により告示された西三河都市計画三河安城南町一丁目南地区計画において地区整備計画が定められた区域
--------------------	---

別表第 2 に次のように加える。

三河安城南町一丁目南地区整備計画区域	全域	1 法別表第 2（に） 項第 2 号に掲げる工場	—	—	—	3 0 0 平 方メ ー ト ル	—	—	—
		2 倉庫業を営む倉庫							
		3 キャバレー又は個室付浴場業に係る公衆浴場							
		4 店舗型性風俗特殊営業に係る建築物							

附 則

この条例は、西三河都市計画三河安城南町一丁目南地区計画に係る都市計画法（

昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定に基づく告示の日から施行する。

－提案理由－

この案を提出したのは、西三河都市計画三河安城南町一丁目南地区計画の決定に伴い、必要があるため。

第102号議案

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

令和2年12月1日提出

安城市長 神谷 学

記

1 公の施設

安城市体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和53年安城市条例第34号）に規定する安城市レジャープール

2 指定をする団体

TAC・テルウェル共同事業体

3 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

－提案理由－

この案を提出したのは、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、必要があるため。

第103号議案

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

令和2年12月1日提出

安城市長 神谷 学

記

1 公の施設

安城市都市公園条例（昭和52年安城市条例第38号）に規定する堀内公園

2 指定をする団体

愛知スイミング・コニックス共同企業体

3 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

—提案理由—

この案を提出したのは、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、必要があるため。